

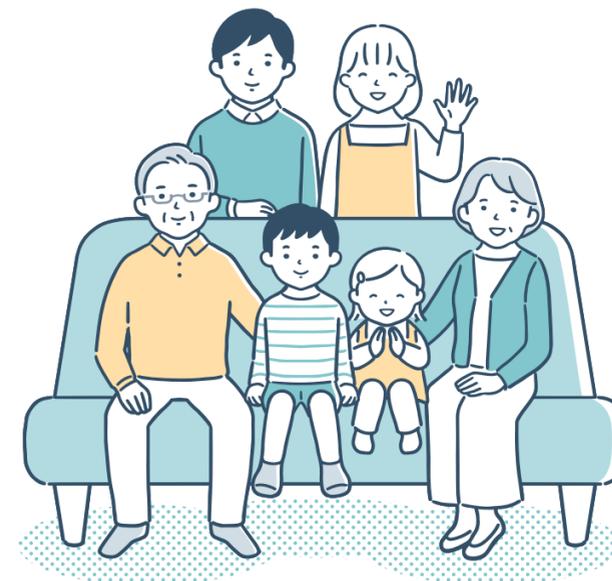
御所市 高齢者保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

発行 令和6年(2024年)3月

御所市健康福祉部高齢対策課

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
TEL:0745-62-3001 FAX:0745-62-5425

概要版



令和6年(2024年)3月
御所市

計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口は、来る令和7年(2025年)には3,677万人となり、令和24年(2042年)にピークを迎えると予測されています。中でも75歳以上人口が過去10年間で急速に増加しており、今後令和17年(2035年)頃までは85歳以上人口が一貫して増加する見込みとなっています。またこれに伴い、認知症高齢者の増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加といった課題に直面しています。

介護保険法に基づく介護保険事業計画は第6期計画(平成27~29年度)において「地域包括ケア計画」として位置づけられ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。さらに第7期計画以降においては、地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢者のみならず、障害者や子どもなどを含むすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現を見据えた計画となっています。

第9期となる本計画では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり高齢者人口が増加することで社会保障制度に大きな影響をもたらすとされてきた令和7年(2025年)を計画期間中に迎えます。さらに、今後は現役世代の急減という局面に差し掛かり、これまで通念とされてきた「若い世代が社会保障を支える」という構造から、「全世代で社会保障を支え、また社会保障で全世代を支える」という理念のもと、全世代型の社会保障への転換が求められます。

本市では、75歳以上人口のピークが令和10年(2028年)、また85歳以上人口のピークが令和19年(2037年)になると推計されており、本計画においても中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた柔軟な事業所整備を含む介護サービス基盤の整備と、介護人材の確保に取り組む必要があります。以上に加えて、国が示す課題や方向性、本市の状況を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現に向けて、中長期的な視点に立った目標と具体的な施策を明らかにした「御所市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」または「第9期計画」という。)を策定します。

計画の期間

関連の期間				
平成30~令和2年度 2018~2020	令和3~5年度 2021~2023	令和6~8年度 2024~2026	令和9~11年度 2027~2029	令和22年 2040
第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画	...

令和7年(2025年)
団塊の世代が
75歳に

令和22年(2040年)
団塊の世代の子どもが
65歳に

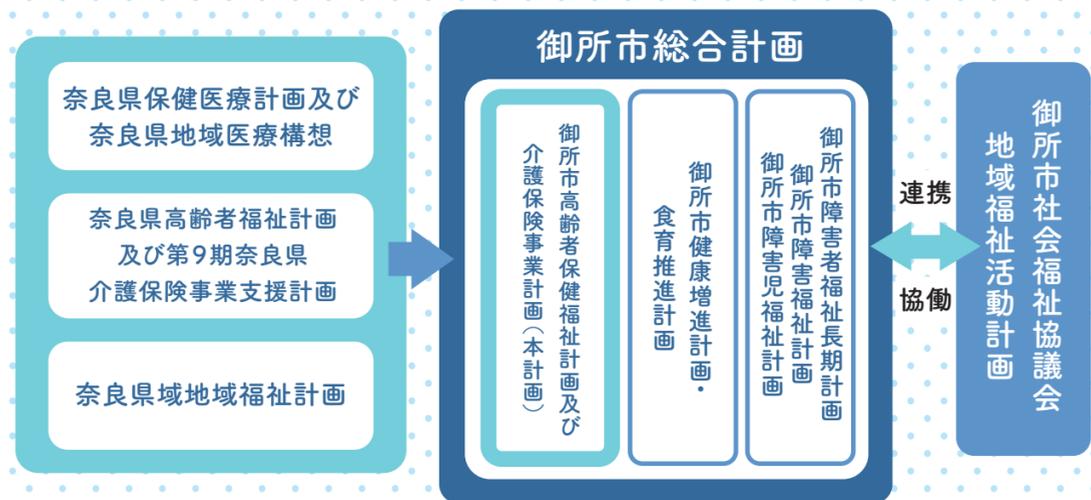
計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村高齢者福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

また、本計画は本市のまちづくり全体の方向性を示した「御所市第6次総合計画」を上位計画として、「御所市障害者福祉長期計画」「御所市障害福祉計画」「御所市障害児福祉計画」などとの連携を図ります。

さらに、本市は、県下の3保健福祉圏の東和・中和老人保健福祉圏に属しており、社会資源の状況や地域の実情などにより、サービス確保が困難な場合には広域的な対応も必要ことから、奈良県高齢者福祉計画及び第9期奈良県介護保険事業支援計画との整合性にも配慮します。

関連計画との関係



計画の策定体制

- 65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者と要支援認定を受けている高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
- 要介護認定者とその介護者を対象とした「在宅介護実態調査」の実施
- 「御所市介護保険事業計画等策定審議会」における計画の審議
- 高齢者施策に関連する庁内関係課との連携
- 市民意見の募集と計画への反映



2

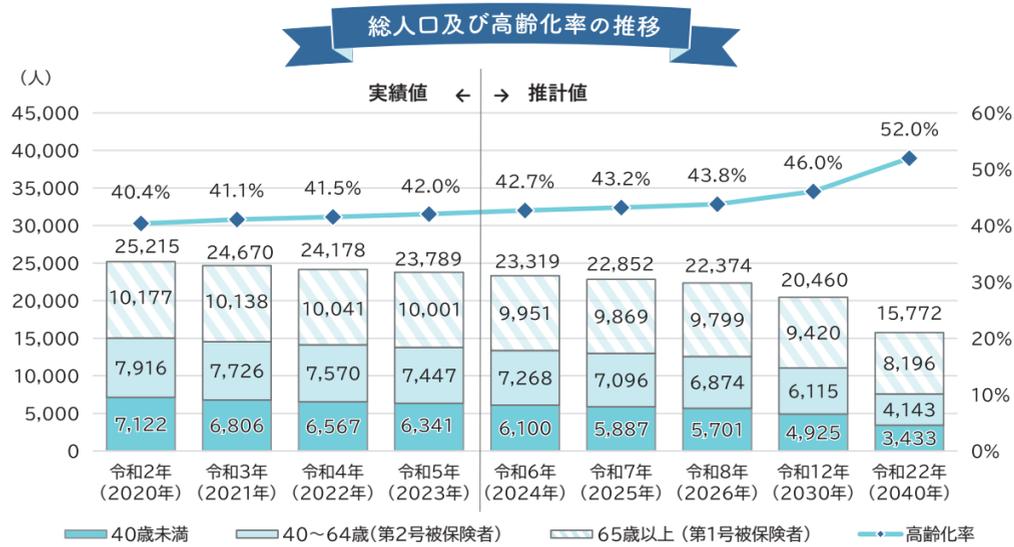
高齢者を取り巻く現状

1

総人口及び高齢化率の推移

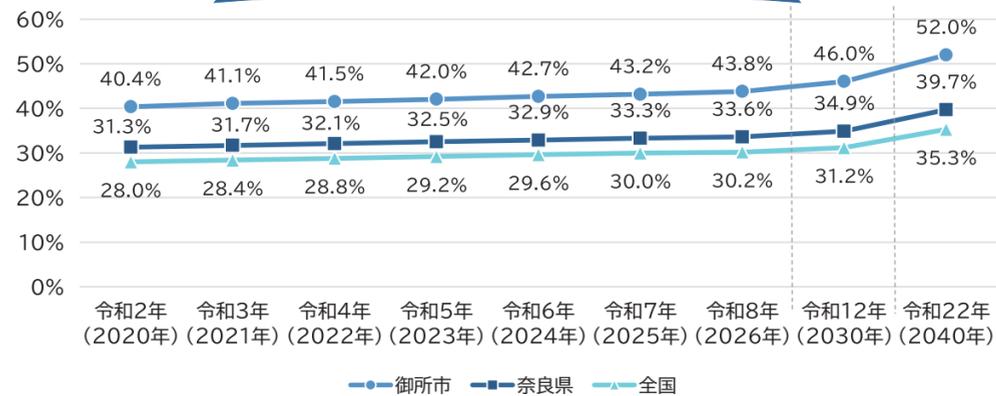
本市の総人口は令和5年9月末時点で23,789人となっており、令和2年と比べて、1,426人の減少となっています。今後も人口は減少する見込みとなっています。

高齢化率をみると、令和5年9月末時点で42.0%となっており、年々上昇しています。また、全国・奈良県と比較すると高い水準で推移し、年々その差は広がっています。



資料：住民基本台帳(各年9月末)、推計人口はコーホート変化率法で推計

高齢化率の推移(全国・奈良県との比較)



資料：御所市 令和2年～令和5年:住民基本台帳(各年9月末)、令和6年以降:コーホート変化率法により推計
 全国、奈良県 令和2年:総務省統計局「国勢調査」、令和3年以降:国立社会保障問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

2

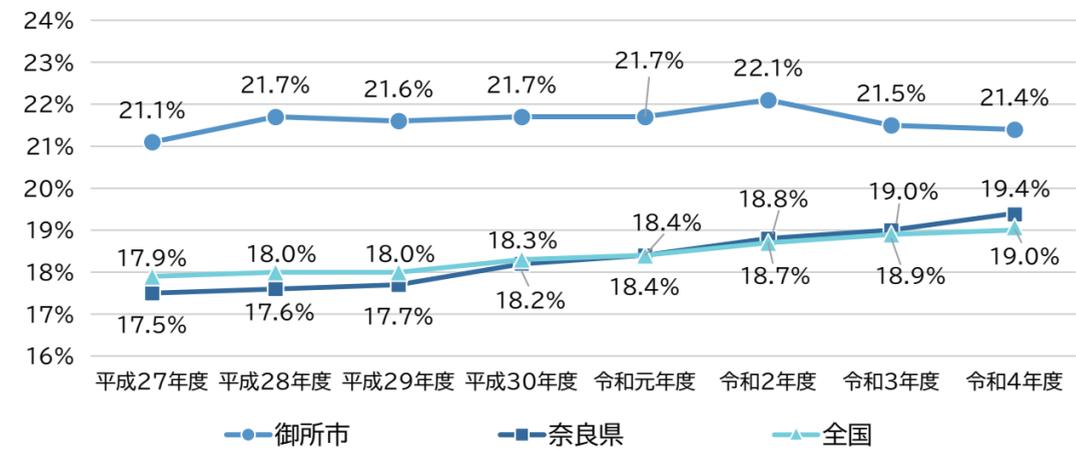
要介護(要支援)認定者・認定率の推移

要介護・要支援者数はほぼ横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年度は2,127人となっています。

認定率をみると、令和4年度は21.4%とほぼ横ばいとなっており、全国、奈良県より高い位置で推移しています。



認定率の推移



※各年度末(3月末)時点

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年は「介護保険事業状況報告」月報

3 計画の基本的な考え方

1 めざすまちの姿

- ① 人生100年時代を自分らしくいきいきと暮らす 健康寿命の延伸と自立生活への支援
- ② 共生する地域の中で尊厳が保たれながら暮らす 地域共生社会の実現
- ③ 住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らす 切れ目のない福祉・介護・医療サービスの提供

2 施策の体系

推進施策1 健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進

基本施策	実施事業
健康増進・生活習慣病予防の推進	①健康増進のための健康教育、健康相談の実施と推進 ②生活習慣病予防、介護予防のための健(検)診等の実施と推進 ③感染症による疾病の予防 ④地区組織活動及び自主グループの育成・支援
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①一般介護予防事業の充実 ②介護予防・生活支援サービス事業の充実 ③リハビリテーションサービス提供体制の分析と取組
高齢者の生きがいをづくりと社会参加への支援	①生きがいをづくり支援事業の推進 ②生きがいをづくりを支援する施設の充実 ③社会参加の支援 ④敬老事業

推進施策2 地域における包括的な支援体制づくり

基本施策	実施事業
在宅生活を支援するサービスの充実	①生活支援体制整備の推進 ②在宅生活を支えるサービスの充実 ③家族介護者への支援 ④包括的な相談・見守り体制の充実
地域包括支援センターの機能の充実	①総合相談支援事業の充実 ②相談支援の資質向上 ③地域包括ケアシステムにかかる関係機関等との連携
在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療・介護の支援体制の整備・推進 ②ACP(人生会議)の普及啓発 ③認知症施策との連携強化
防災・感染症対策	①避難行動要支援者対策の推進 ②災害時に備えた対策の推進 ③感染症対策の実施

推進施策3 認知症の方への対応と家族・介護者への支援

基本施策	実施事業
認知症バリアフリーの推進	①認知症に関する理解の促進及び本人発信支援 ②家族・介護者に対する支援
認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組の推進	①認知症予防活動の推進 ②認知症の早期診断・早期支援体制の充実

推進施策4 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

基本施策	実施事業
高齢者虐待の防止及び早期発見	①高齢者虐待防止に関する普及啓発と虐待防止のためのネットワークの推進 ②高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応
高齢者の権利擁護の推進	①権利擁護事業の取組 ②消費者被害防止の推進 ③老人福祉法第11条に基づく老人保護措置

推進施策5 高齢者の住まいと介護サービス基盤の充実

基本施策	実施事業
高齢者の安心な住まいの確保	①住まいの環境整備支援 ②住まいの確保支援
介護サービスの提供体制の充実	①居宅サービス、地域密着型サービスの充実 ②施設サービスの提供体制の確保

推進施策6 介護保険制度の円滑な運営

基本施策	実施事業
介護保険制度に関する情報提供の充実	①介護保険制度の周知 ②情報提供システムの活用
介護サービスの質の向上	①介護支援専門員への支援 ②介護サービス事業者等への支援と指導 ③苦情処理体制整備 ④介護人材の確保・育成に向けた支援 ⑤業務効率化の推進
介護給付適正化に向けた取組「第6期介護給付適正化計画」	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③縦覧点検・医療情報との突合 ④住宅改修等の点検 ⑤福祉用具購入・貸与調査 ⑥介護給付費通知

推進施策

1

健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進

施策の方向性

- 高齢者の要介護状態の発症予防に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と通いの場等、介護予防の取組について連携を進めるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチはもとより、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行い、多様な社会参加や介護予防ができるバランスの取れた取組を推進します。
- 元気なときから切れ目なく、住民が主体的に参加できる介護予防の環境づくりに努めます。

具体的な取組

1 健康増進・生活習慣病予防の推進

1) 健康増進のための健康教育、健康相談の実施と推進

- ① 健康教育
- ② 健康相談
- ③ 訪問指導事業

2) 生活習慣病予防、介護予防のための健(検)診等の実施と推進

- ① 特定健康診査
- ② 特定保健指導
- ③ 後期高齢者健康診査
- ④ 各種がん検診
- ⑤ 骨粗しょう症検診・歯周疾患予防事業

3) 感染症による疾病の予防

- ① 高齢者インフルエンザ予防接種
- ② 高齢者の肺炎球菌予防接種

4) 地区組織活動及び自主グループの育成・支援

- ① 健康づくり推進員養成事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

1) 一般介護予防事業の充実

1) - 1 介護予防普及啓発事業

- ① 介護予防手帳、介護予防パンフレットの配布

1) - 2 地域介護予防活動支援事業

- ① 住民主体の「通いの場」づくりの普及
- ② 地域住民グループ支援事業(友愛活動推進チーム)

1) - 3 地域リハビリテーション活動支援事業

- ① 住民主体の「通いの場」へのリハビリ専門職等による助言

1) - 4 保健事業と一体的に実施する介護予防事業の推進

- ① 地域の健康課題や対象者の把握
- ② 対象者に対するハイリスクアプローチの実施
- ③ 対象者に対するポピュレーションアプローチの実施

2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス
- ③ 介護予防ケアマネジメント

3) リハビリテーションサービス提供体制

- ① 提供体制の分析と取組

3 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援

1) 生きがいづくり支援事業の推進

- ① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ② 図書館資料の充実
- ③ 公民館・文化交流センター教室・講座

2) 生きがいづくりを支援する施設の充実

- ① 老人福祉センター
- ② 老人憩の家事業
- ③ 介護予防センター

3) 社会参加の支援

- ① シルバー人材センター
- ② 関係機関・団体と連携した就業支援
- ③ ボランティアセンター

4) 敬老事業

- ① 市長の高齢者表敬訪問
- ② 米寿のお祝い
- ③ 高齢者ふれあいの集い

施策の方向性

- ひとり暮らしなどで日常的に見守りが必要な高齢者に、生活支援サービスを提供し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 多様化・複雑化する生活課題に対応できるよう、地域包括支援センターの体制の充実に努めるとともに、多職種間の連携（ネットワーク）を推進します。
- 地域住民が主体となって地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。
- 平常時だけでなく災害・緊急時でも、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが安心して生活し活動できる社会をめざします

具体的な取組

1 在宅生活を支援するサービスの充実

1) 生活支援体制整備の推進

- ① 協議体の設置

2) 在宅生活を支えるサービスの充実

- ① まちかど相談室（在宅介護支援センター等）
- ② 総合事業担い手養成講座
- ③ 在宅高齢者「食」の自立支援事業
- ④ 御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業
- ⑤ 救急医療情報キット
- ⑥ 軽度生活援助事業
- ⑦ 御所市ひとり暮らし乳酸菌飲料等配付事業
- ⑧ 御所市誤発進防止装置設置費助成金交付事業
- ⑨ 御所市特殊詐欺等防止対策機器購入費助成金事業

3) 家族介護者への支援

- ① 家族介護教室
- ② 家族介護用品支給事業

4) 包括的な相談・見守り体制の充実

- ① 防火・防災訪問（御所市女性消防団員による高齢者宅訪問）
- ② 民間事業者との連携

2 地域包括支援センターの機能の充実

1) 総合相談支援事業の充実

- ① 総合相談支援事業（初期段階での相談対応）
- ② 総合相談支援事業（継続的・専門的な総合支援）

2) 相談支援の資質向上

- ① 介護支援専門員の資質の向上

3) 地域包括ケアシステムにかかる関係機関等との連携強化

- ① 包括的・継続的なケア体制の構築業務
- ② 地域ケア会議の充実

3 在宅医療・介護連携の推進

1) 在宅医療・介護の支援体制の整備・推進

- ① 医療介護関係者の情報共有、相談支援の推進
- ② 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築推進

2) ACP（人生会議）の普及啓発

3) 認知症施策との連携強化

4 防災・感染症対策

1) 避難行動要支援者対策の推進

2) 災害時に備えた対策の推進

3) 感染症対策の実施



施策の方向性

- 令和元年(2019年)6月に発出された「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の早期発見・早期対応のための市民理解をはじめ、「認知症バリアフリー」に取り組み、認知症の方やその家族の視点に立って地域全体で見守り、支える地域づくりを推進します。
- 認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の方本人からの発信支援に取り組みます。
- 認知機能低下のある方(軽度認知障がいを含む)や認知症の方に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のさらなる質の向上や、認知症疾患医療センターとの連携強化を図ります。
- 認知症の方やその家族の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、介護者への支援を推進します。
- 認知症の方が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)の構築を進めます。

具体的な取組

1 認知症バリアフリーの推進

- 1) 認知症に関する理解の促進及び本人発信支援
 - ① 認知症サポーター養成講座
 - ② 認知症の方やその家族、認知症サポーター等のメッセージ発信
- 2) 家族・介護者に対する支援
 - ① 地域支援体制の強化
 - ② 認知症カフェの充実化
 - ③ チームオレンジの活動推進

2 認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組の推進

- 1) 認知症予防活動の推進
- 2) 認知症の早期診断・早期支援体制の充実
 - ① 認知症を巡る地域連携の充実
 - ② 認知症初期集中支援チームの設置
 - ③ 認知症ケアパスの作成

施策の方向性

- 高齢者の虐待防止について、市民や関係機関に分かりやすい広報・啓発活動を行い、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度について周知し利用促進を図り、高齢者の権利、財産が守られる支援体制の充実を図ります。

具体的な取組

1 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 1) 高齢者虐待防止に関する普及啓発と虐待防止のためのネットワークの推進
 - ① 御所市虐待防止ネットワーク
- 2) 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応
 - ① 高齢者虐待への対応
 - ② 虐待の(再発)防止

2 高齢者の権利擁護の推進

- 1) 権利擁護事業の取組
 - ① 成年後見制度利用促進
 - ② 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用支援
- 2) 消費者被害防止の推進
 - ① 消費生活相談事業
- 3) 老人福祉法第11条に基づく老人保護措置
 - ① 養護老人ホームへの入所等
 - ② 生活管理指導短期宿泊事業



推進施策

5

高齢者の住まいと介護サービス基盤の充実

施策の方向性

- 住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、生活の基盤となる住まいの確保を図ります。
- 居宅サービスを中心とした介護サービスの整備・充実を推進します。特に医療的なケアが必要な人や、認知症の方に適切なサービスが提供されるよう、居宅サービスと地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

具体的な取組

1 高齢者の安心な住まいの確保

1) 住まいの環境整備支援

- ① 住宅改修支援事業

2) 住まいの確保支援

- ① 高齢者住まいの安定確保
- ② 多様な住まいの確保

2 介護サービスの提供体制の充実

1) 居宅サービス、地域密着型サービスの充実

- ① (看護)小規模多機能型居宅介護施設の整備

2) 施設サービスの提供体制の確保

推進施策

6

介護保険制度の円滑な運営

施策の方向性

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保と介護給付の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。
- 介護人材不足の状況を踏まえて、必要となる介護人材の確保に向け、県等と連携し取り組みます。住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、生活の基盤となる住まいの確保を図ります。

具体的な取組

1 介護保険制度に関する情報提供の充実

1) 介護保険制度の周知

- ① 介護保険制度の周知

2) 情報提供システムの活用

- ① 介護サービス情報公表システム活用の推進

2 介護サービスの質の向上

1) 介護支援専門員への支援

2) 介護サービス事業者等への支援と指導

3) 苦情処理体制整備

4) 介護人材の確保・育成に向けた支援

5) 業務効率化の推進

3 介護給付適正化に向けた取組「第6期介護給付適正化計画」

1) 要介護認定の適正化

2) ケアプランの点検

3) 縦覧点検・医療情報との突合

4) 住宅改修等の点検

5) 福祉用具購入・貸与調査

6) 介護給付費通知

5 介護保険サービスの事業費の見込みと保険料の設定

1 保険料算定の流れ

1 人口及び被保険者数の推計

計画期間中の性別・年齢階級別の人口及び被保険者数を推計

2 要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定実績から将来の性別・年齢階級別の認定率を推計

3 施設・居住系サービス利用者数及び給付費の見込み

要介護・要支援認定者の推計人数、施設・居住系サービスの利用実績と今後予定する整備量を踏まえ、施設・居住系サービスの利用者数を推計

4 居宅サービス等の利用者数・利用量及び給付費の見込み

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの居宅サービスの給付実績を踏まえ、利用者及び利用見込量を推計

5 地域支援事業にかかる費用の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業費・任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計

6 第1号被保険者の保険料基準額の設定

介護保険の運営に必要な費用や被保険者数の見込みとともに、第1号被保険者の保険料基準額を設定

2 介護保険事業に必要な総給付費の見込み

第9期計画期間である令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで、及び令和12年度(2030年度)～令和32年度(2050年度)における要介護・要支援認定者に対するサービスの提供に要する給付費の見込額は次のとおりです。

予防給付(在宅サービス)

(単位:千円)

	8期計画(実績値)			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
(1) 居宅サービス											
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,805	3,715	8,394	3,197	3,503	3,503	3,503	3,503	2,969	2,969	2,436
介護予防訪問リハビリテーション	236	309	317	252	252	252	252	252	252	252	252
介護予防居宅療養管理指導	2,173	1,791	2,278	2,086	2,089	2,089	2,089	2,089	1,952	1,771	1,634
介護予防通所リハビリテーション	41,030	33,679	34,308	33,223	33,265	33,797	34,094	33,499	30,778	27,229	25,273
介護予防短期入所生活介護	1,651	1,232	422	1,078	1,079	1,079	1,079	1,079	1,079	1,079	1,079
介護予防短期入所療養介護(老健)	152	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,169	18,856	20,115	18,167	18,080	18,339	18,670	18,180	16,502	14,825	13,651
特定介護予防福祉用具購入費	1,629	1,816	1,336	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	1,431	1,431	1,431
介護予防住宅改修	7,660	8,160	5,993	6,128	6,128	6,128	7,217	6,128	6,128	6,128	5,174
介護予防支援	15,872	15,048	16,134	15,047	14,952	15,124	15,350	15,012	13,703	12,281	11,315
(2) 地域密着型サービス											
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1,031	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032

※給付費は年間累計の金額。

予防給付(施設・居住系サービス)

(単位:千円)

	8期計画(実績値)			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
(1) 居宅サービス											
介護予防特定施設入居者生活介護	14,673	10,883	9,616	11,702	11,717	11,717	11,717	11,717	11,717	11,717	11,717
(2) 地域密着型サービス											
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2,890	4,527	7,490	5,064	5,070	5,070	5,070	5,070	5,070	5,070	5,070

※給付費は年間累計の金額。

介護給付（在宅サービス）

（単位：千円）

	8期計画（実績値）			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
(1) 居宅サービス											
訪問介護	224,641	224,364	239,901	257,988	270,521	271,448	284,941	290,184	265,090	214,191	177,174
訪問入浴介護	11,276	12,211	11,384	12,844	13,579	13,579	14,297	14,297	12,861	10,099	7,337
訪問看護	40,550	31,696	33,213	38,443	39,271	39,271	41,780	41,770	37,268	30,196	24,905
訪問リハビリテーション	13,258	11,001	10,981	13,094	13,470	13,470	14,126	14,432	13,111	10,178	8,223
居宅療養管理指導	15,400	15,867	17,050	19,999	20,478	20,777	21,655	21,817	20,075	16,348	13,983
通所介護	313,494	278,479	300,182	303,693	310,893	314,738	325,325	326,493	303,756	255,601	221,556
通所リハビリテーション	139,919	123,163	141,359	135,768	137,002	139,677	144,389	147,102	135,826	115,688	97,635
短期入所生活介護	164,279	155,548	157,965	184,172	190,772	192,621	200,459	203,219	188,104	152,324	128,466
短期入所療養介護（老健）	31,366	21,387	27,835	23,997	24,028	24,028	24,796	24,796	24,028	19,741	14,286
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	80,124	78,825	83,359	89,306	90,625	92,718	96,578	97,917	89,656	73,189	60,987
特定福祉用具購入費	3,746	3,600	4,227	3,965	3,965	4,359	5,158	5,158	3,965	3,254	2,750
住宅改修費	7,154	5,464	8,288	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	5,559	3,699	3,113
居宅介護支援	130,868	124,518	126,950	138,746	140,424	143,166	149,293	150,177	138,919	116,635	99,922
(2) 地域密着型サービス											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,962	5,725	5,966	6,050	6,058	6,058	6,058	6,058	6,058	6,058	6,058
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	45,100	38,724	55,282	38,536	50,670	48,891	51,372	50,338	48,279	39,412	32,480
認知症対応型通所介護	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	12,460	32,768	30,533	20,293	20,293	20,293	16,961	13,885
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	11,824	23,297	23,297	23,297	23,297	23,297

※給付費は年間累計の金額。

介護給付（施設・居住系サービス）

（単位：千円）

	8期計画（実績値）			9期計画			参考				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
(1) 居宅サービス											
特定施設入居者生活介護	69,952	82,562	119,399	85,426	85,534	85,534	85,534	85,534	85,534	85,534	85,534
(2) 地域密着型サービス											
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	169,386	165,803	176,801	157,916	158,116	158,116	158,116	158,116	158,116	158,116	158,116
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス											
介護老人福祉施設	783,023	772,541	832,848	843,447	844,515	844,515	844,515	844,515	844,515	844,515	844,515
介護老人保健施設	569,003	563,598	632,430	616,028	616,808	616,808	616,808	616,808	616,808	616,808	616,808
介護医療院	43,440	39,462	40,012	40,577	40,629	40,629	40,629	40,629	40,629	40,629	40,629
介護療養型医療施設	1,037	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。

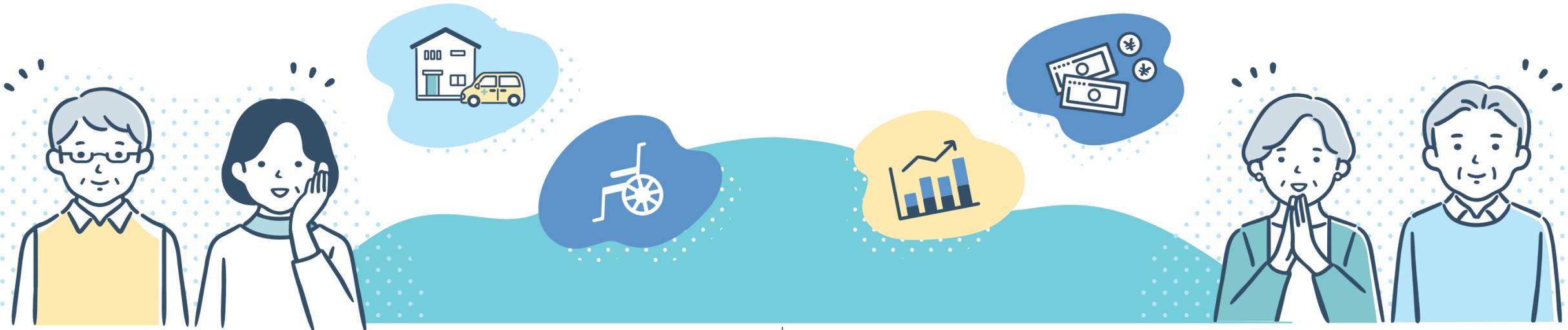
▲ 2023年度末に介護療養型医療施設廃止
→介護医療院（または医療施設）へ移行

総給付費の推計

（単位：千円）

		8期計画（実績値）			9期計画		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
予防給付	在宅サービス	91,377	84,735	89,297	82,356	82,527	83,490
	居住系サービス	17,563	15,409	17,105	16,766	16,787	16,787
介護給付	在宅サービス	1,224,137	1,130,640	1,223,941	1,284,620	1,350,083	1,372,717
	居住系サービス	239,338	248,366	296,201	243,342	243,650	243,650
	施設サービス	1,396,504	1,375,601	1,505,290	1,500,052	1,501,952	1,501,952
合計		2,968,919	2,854,751	3,131,834	3,127,136	3,194,999	3,218,596

※端数処理の関係でサービス別金額の合計と一致しない場合があります。



地域支援事業費の推計

(単位：千円)

	9期計画			合計
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
地域支援事業費	238,567	238,567	238,567	715,701
介護予防・日常生活支援総合事業費	141,072	141,072	141,072	423,216
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	89,506	89,506	89,506	268,518
包括的支援事業(社会保障充実分)	7,989	7,989	7,989	23,967

標準給付費見込額

(単位：千円)

	9期計画			合計
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
総給付費	3,127,136	3,194,999	3,218,596	9,540,731
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	150,018	151,015	152,965	453,998
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	94,363	95,002	96,229	285,594
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,248	9,304	9,372	27,924
算定対象審査支払手数料	3,360	3,378	3,422	10,160
標準給付見込額	3,384,125	3,453,698	3,480,584	10,318,407

3 第1号被保険者の保険料

1 介護保険料額の算出の考え方

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。

被保険者負担率は社会全体の年齢別人口により決定され、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者(65歳以上の方)、27%を第2号被保険者(40~64歳の方)が負担することになります。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%(うち、調整交付金として5%)、県が12.5%、市が12.5%となっています。

2 第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合(23%)、予定保険料収納率(99.1%)、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額等の影響を勘案し算出した本計画期間中の保険料基準額は、以下のとおりとなります。

介護保険料算出プロセス

①標準給付費+地域支援事業費合計見込み額(令和6年度~8年度)11,034,108千円

②第1号被保険者負担分相当額(令和6年度~8年度)2,537,845千円(①の23%)

③保険料収納必要額		
第1号被保険者負担分相当額		2,537,845千円
+ 調整交付金相当額		537,081千円
- 調整交付金見込み額		909,486千円
- 介護給付費準備基金取崩額		55,000千円
- 保険者機能推進交付金等見込額		21,000千円
保険料収納必要額		2,089,440千円

④収納率(99.1%)で補正後 2,108,416千円

÷ ⑤所得段階別加入割合補正後被保険者数: 27,032人
(基準額の割合によって補正した令和6年度~8年度までの被保険者数)

≡ ⑥保険料基準額 月額:6,500円(年額:78,000円)

※端数処理の関係で算出結果が一致しない場合があります。



3 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、第9期計画期間に見込まれる介護保険事業費の所定負担割合を賄えるように設定することになります。

本市では、第1号被保険者の所得段階別保険料を次のとおり13段階で設定しました。

第9期所得段階別保険料

段階	料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)	対象者
第1段階	基準額 ×0.455 (×0.285)	2,958円 (1,853円)	35,400円 (22,200円)	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	基準額 ×0.685 (×0.485)	4,453円 (3,153円)	53,400円 (37,800円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額 ×0.69 (×0.685)	4,485円 (4,453円)	53,800円 (53,400円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階	基準額 ×0.90	5,850円	70,200円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	基準額 ×1.00	6,500円	78,000円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階	基準額 ×1.20	7,800円	93,600円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額 ×1.30	8,450円	101,400円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	基準額 ×1.50	9,750円	117,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	基準額 ×1.70	11,050円	132,600円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	基準額 ×1.90	12,350円	148,200円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	基準額 ×2.10	13,650円	163,800円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	基準額 ×2.30	14,950円	179,400円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	基準額 ×2.40	15,600円	187,200円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人

※()内は、低所得者の保険料軽減適用後の乗率(金額)。

4 計画の進行管理

本計画の介護給付、地域支援事業等の進行状況の管理及び課題の抽出については、今後とも「御所市介護保険事業計画等策定審議会」や「地域包括支援センター運営協議会」等において定期的に計画の取組状況を把握し、施策の評価や見直しについての協議を行い、PDCAサイクルに基づいて本計画の着実な推進を図っていきます。

また、そこで得られた評価や課題については、今後の運営に反映させ、適正な事業実施を図り、計画の見直し等に資するものとします。

